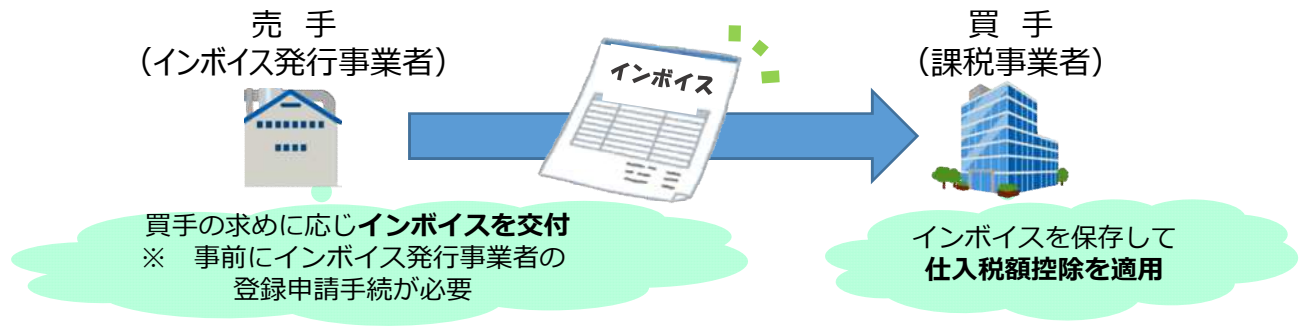


インボイス制度は免税事業者も関係します

《免税事業者（消費税の申告をされていない方）の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
 - ※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、**原則として、令和5年3月31日までに登録申請**を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、随時、登録申請を行っていただければ、登録を受けることができます。
- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）。
 - ※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。



○ インボイス制度とは

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を一般課税で申告をする際、インボイスの保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。
⇒ インボイスの保存がなければ、結果として納付税額が増えることとなります。

【例】課税事業者（一般課税）の課税仕入れ等に係る消費税額が1,000円の場合

区分	インボイス開始前 (これまで)	インボイスの 保存がある場合	インボイスの 保存がない場合
消費税の納付税額の算出	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能	課税仕入れ等に係る消費税額として控除できるのは0円

(注) インボイスの保存がない場合も、仕入税額控除に関し、制度開始から6年間は**一定の経過措置**があります。

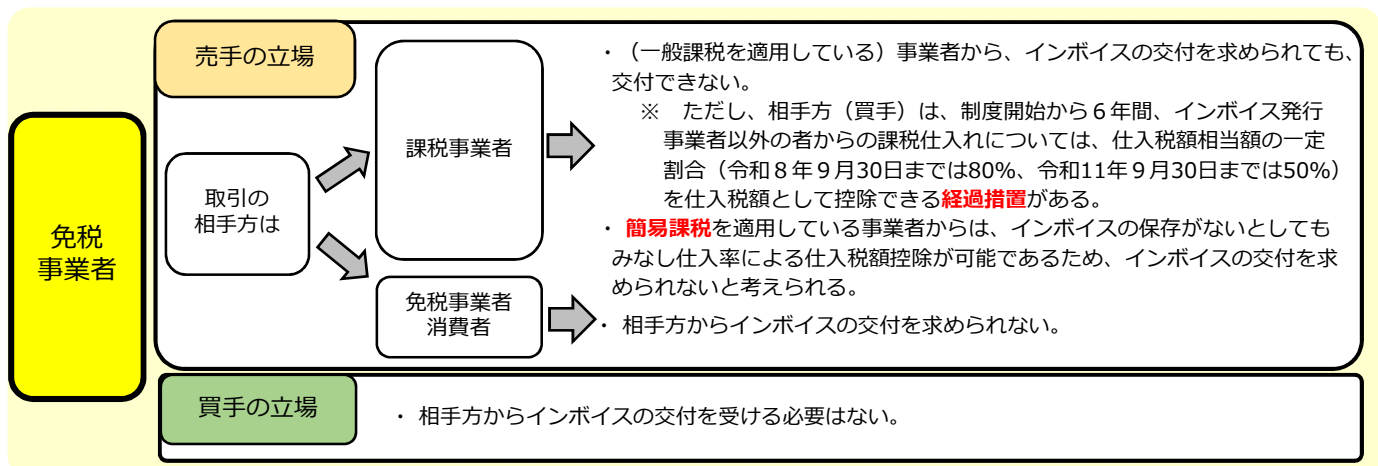
○ インボイスの交付を求められる場合

取引の相手方（売上先）が仕入税額控除のためにインボイスを必要とするのは、相手方が課税事業者（一般課税）の場合です。

区分 (自分 to 売上先)	インボイス の交付	理由等
B to B (課税事業者【一般課税】)	求められる	インボイスの交付を受けなければ仕入税額控除を受けることができないため
B to B (課税事業者【簡易課税】)	求められない	インボイスの交付を受けなくてもみなし仕入れ率による仕入税額控除が可能であるため
B to B (免税事業者)	求められない	消費税の申告をする必要がないため
B to C (消費者)	求められない	事業者でないため

○ インボイス発行事業者になるか否かの検討

取引の相手方（売上先）からインボイスの交付を求められるか否かも含め、インボイス発行事業者（課税事業者）になるか検討する必要があります。



○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
免税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先は控除できる)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税の申告納税義務が発生 ・ 現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先は控除できない)	<ul style="list-style-type: none"> 取引先が控除できなくなり、取引先の損益に影響が生じる可能性あり ※ ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

➤ インボイス制度に関する情報（各種パンフレット、動画、説明会の開催案内など）は、右記の国税庁HP（インボイス制度特設サイト）に掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



東京国税局